



TCフォーラム 中央情報

2009年12月18日発行
第25号

TCフォーラム
(納税者権利憲章をつくる会)事務局発行
東京都中野区中野
2-13-26-301
電話・03-3382-0124

TCフォーラムの「TC」はTaxpayer Charter (納税者権利憲章)の頭文字を意味しています。

12月2日、国税通則法一部改正・納税者権利憲章 の早期制定を求める国会内集会開催さる

2009年(平成21年)12月2日、参議院議員会館第一会議室において政権与党交代後はじめての院内集会が開催された。当日はTCフォーラムの会員、団体会員が会場いっぱいとなる100名参加。福岡、大阪、静岡からも参加があった。また朝日新聞をはじめマスコミの取材もあった。

北野弘久TCフォーラム代表開会の挨拶 —「憲章」の早期制定を訴える—

開会にあたりTCフォーラム代表委員の北野弘久日本大学名誉教授は要旨次のように挨拶した。

納税者権利憲章制定は政権与党となった民主党のマニフェストや「インデックス2009」に明記されている。ただ、政権与党となった民主党は抜本的な税制改正をおこなおうとしており、たとえば給与所得者も原則確定申告をすることとし、年末調整も選択できるようにしているが、それはそれで意義のあることではあるが、そうした国民生活に大きな影響をもたらすものと「憲章」制定をセットにして考えることは危険である。

また民主党政府税制調査会は納税環境の整備として番号制度を検討しているようだが、納税環境の整備や番号制度と一体で「憲章」制定をしようとすることは筋はとおっているようだけれども結局いつまでたっても「憲章」ができないおそれがある。「憲章」制定は予算をとまわないのであるから、税制全体とセットにせず、すぐに実現させなくてはならない。民主党の鳩



「憲章」の早期制定を要請する北野弘久TCフォーラム代表委員

山政権下ですぐやってもらいたい。

「憲章」制定の方式はいくつかあると思うが、私は韓国に行って実際に見てきた。韓国の税務行政はどんどんよくなっている。韓国方式がよい。韓国方式ならすでに国税通則法の一部改正案として2002年につくったものがそのまま使える。是非、来年の通常国会中に納税者権利憲章制定のための国税通則法一部改正をおこなってもらいたい。

納税者権利憲章早期制定のためには 「韓国方式」がよい

—「憲章」制定の四方式とは—

集会で湖東京至TCフォーラム事務局長は、本集会までの経過報告と納税者権利憲章制定の四方式を紹介したうえ当面の運動を“早期制定”



会場の参議院議員会館第一会議室は100名の参加者でいっぱい

にしぼっていく必要があるとして以下のように報告した。四方式とは、①租税基本法に事前通知義務など納税者の権利保護条項を規定し、特別に「憲章」を制定しない方式（ドイツ方式）、②租税基本法に納税者の権利保護条項を規定したうえで別に「憲章」を作成・頒布する方式（韓国、フランス、アメリカ、イギリス方式※）、③納税者権利憲章法など別の法律をつくって「憲章」を制定する方式（スペイン、イタリア方式）、④国税庁長官などが公文書として「憲章」を作成・頒布する方式（カナダ方式）である。

このうちドイツ方式は、国税通則法の全面改正になるためわが国の状況には合致せず、また、新たに納税者権利憲章法をつくるスペイン・イタリア方式は理想的ではあるが法案作成まで時間がかかること、さらに国税庁長官が「憲章」を公文書として作成するだけのカナダ方式は法的拘束力がないためわが国の現状には合わない、と指摘した。

※ イギリスはこれまでカナダと同様、歳入庁長官が「納税者憲章」を作成・頒布していたが、2009年7月の財政法改正で、「納税者憲章」制定の法的根拠を明定した。また、台湾においても納税者権利憲章が制定されたとのニュースが紹介された。

国税通則法一部改正により納税者権利憲章制定を

したがって早急に「憲章」を制定するためには、すでに2002年（平成14年）7月に民主・共産・社民の野党三党が国会に提出した国税通則法一部改正案によるいわゆる韓国方式が最もベターであるといえる。韓国方式であれば、すでに改正条文ができあがっており、次の国会に提出することが可能であること。とりあえず国税通則法の一部改正により納税者の権利保護を

法定したうえ、法の要請する「憲章」を国税庁長官名で作成・頒布し、しかる後に米国のように累次にわたり補充・改正をおこなっていく。

なお、財務省の資料などにドイツには「憲章」がないと紹介されているが、これは間違いである。なぜならドイツ租税基本法には「憲章」が不必要なほど納税者の権利保護条項が細部にわたり規定されており、またボン基本法（ドイツ憲法）第1条には「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ保護することがすべての国家権力の責務である」とうたわれているからである。加えてドイツには税務調査における納税者の権利を詳細に規定した「税務調査の一般行政規則—税務調査省令—」が制定されており、納税者の権利保護は法的に確立している。

集会ではこのあと、韓国の事情に詳しい長谷川博税理士（日本大学法科大学院講師・TCフォーラム運営委員）から、いわゆる韓国方式の経過と現状について詳細な報告があった。とくに韓国では、1997年に納税者権利憲章が制定されてから、むしろ税収が上がっていると報告されており、一部に「憲章」のようなものが制定されれば徴税実績が落ちると危惧する向きがあることに反論を加えた。

院内集会にお集まりのみなさんの、納税者の権利を守るルール“納税者権利憲章”の制定に向けた粘り強い取り組みに、心から敬意を表します。
OECD加盟30カ国のうち、23カ国が納税者権利憲章を制定するなど、今や、納税者権利憲章は世界でも当たり前のルールとなっています。
先日、わが党の佐々木憲昭議員の質問に対し、藤井財務大臣は納税者権利憲章の制定を明言しました。この機にいつそう、大きく運動を盛り上げ、納税者権利憲章の制定が実現するよう、私も全力で取り組む決意です。一緒にがんばりましょう。
二〇〇九年十二月二日
日本共産党衆議院議員
吉井 英勝

国会議員 18 名が出席

当日ご出席いただいた国会議員は以下のように本人出席 8 名、秘書出席 10 名、合計 18 名にのぼった。いずれの方々も納税者権利憲章制定の法案提出に力がある有力議員である（敬称略）。

本人出席 伴野 豊（衆議院議員・民主党副幹事長、財務省・金融庁担当）

同 佐々木憲昭（衆議院議員・日本共産党、財務金融委員）

同 橋本 勉（衆議院議員・民主党、財務金融委員）

同 斎藤 勁（衆議院議員・民主党、財務金融委員）

同 水戸 将史（参議院議員・民主党、財政金融委員）

同 尾立 源幸（参議院議員・民主党、財政金融委員）

同 重野 安正（衆議院議員・社民党幹事長）

同 海江田万里（衆議院議員・民主党、予算委員会理事）

以上到着順

秘書出席 千葉 景子（参議院議員・民主党、法務大臣、秘書・孝寿苑子氏）

同 古川 元久（衆議院議員・民主党、内閣府副大臣・国家戦略室長、税制調査会企画委員、秘書・上田潔氏）

同 峰崎 直樹（参議院議員・民主党、財務副大臣、税制調査会企画委主査、秘書・玉木裕子氏）

同 中川 正春（衆議院議員・民主党、文部科学副大臣・税制調査会委員、秘書・中川さやか氏）

同 滝 まこと（衆議院議員・民主党、法務委員長、秘書・高橋弘光氏）

同 阿部 知子（衆議院議員・社民党政策審議会長、税制調査会オブザーバー、秘書・蜂谷隆氏）

同 大門実紀史（参議院議員・日本共産党、財政金融委員、秘書・丸井龍平氏）

同 円 より子（参議院議員・民主党、参議院副会長・財政金融委員会理事、秘書・寺田和弘氏）

同 和田 隆志（衆議院議員・民主党、財務金融委員、秘書・中信高広氏）

同 佐藤 泰介（参議院議員・民主党財務委員長、秘書・公文寿氏、当日の会場は佐藤泰介氏にとっていただいた。）

以上



民主党を代表して挨拶する伴野豊衆議院議員（民主党・副幹事長）



「私は税理士ですが国税局にいたこともあり企業にいたこともあります」と挨拶する橋本勉衆議院議員（民主党・財務金融委員）



「私も税理士です。一緒に憲章制定を勝ち取りましょう」と挨拶する水戸将史参議院議員（民主党・財政金融委員）



尾立源幸参議院議員は事業仕分けの仕事や税制調査会の仕事で超多忙のなか駆けつけくれた。尾立氏は公認会計士・税理士で民主党政調副会長



社民党を代表して挨拶する重野安正衆議院議員（社民党・幹事長）



TCフォーラムに檄をとばす海江田万里衆議院議員

ご出席議員のうち、伴野豊氏は民主党を代表して、佐々木憲昭氏は日本共産党を代表して、重野安正氏は社民党を代表してご挨拶をいただいた。なお、上記出席者のほか重野安正氏の秘書・吉川元氏もご出席いただいた。また日本共産党衆議院議員の吉井英勝氏から集会へのメッセージを頂戴した（2 頁に掲載）。自民党、公明党、国民新党、みんなの党にも参加を呼びかけたが、残念ながら、参加してもらえなかった。

国会議員の報告から

本集会に出席した国会議員は一様に「憲章」の早期制定の必要性を強調した。伴野豊衆議院議員は民主党を代表して「納税者権利憲章はマニフェストに記載されていることでもあり、党をあげて制定のために努力する。」と力強く挨拶をした。

佐々木憲昭衆議院議員（日本共産党）

次のように報告した。「日本共産党は1992年2月に“納税者憲章（草案）”を発表し皆さんと一緒に憲章制定運動を続けてきた。先に開かれた衆議院財務金融委員会で私は藤井裕久財務大臣に納税者権利憲章を制定するのかどうか質問したところ、藤井大臣は率直に“制定する”と答えた。長い運動はいよいよ正念場を迎える段階に入った。ともにがんばりましょう。」

斎藤勁衆議院議員（民主党）

「しばらく国会を留守にしていたが、TCフォーラムの皆さんと再び運動ができることとなった。納税者憲章制定は民主党のマニフェストに書いてあるが、だからすぐ制定されるかというそうではない。制定に反対する者もいる。反対勢力が力をつけないうちに一日も早く制定することが肝心だ。「早期制定！早期制定！」を合言葉にともにがんばりましょう。」と檄を飛ばした。

海江田万里衆議院議員（民主党）

2002年（平成14年）に民主党、日本共産党、社民党の3党で国会に提出した“国税通則法一部改正案”の頃を想起しながら、「早いもので、すでにあれから7年たってしまった。未だに憲章が制定されていないのは日本の恥だ。来年の通常国会で絶対に成立・制定するようにしたい」と、力強く連帯の挨拶をした。



「藤井裕久財務大臣は私の質問に対しはっきりと納税者権利憲章は制定すると答えました」と報告する佐々木憲昭衆議院議員（日本共産党・財務金融委員）



「納税者権利憲章の早期制定のためともに頑張りましょう」と力強く挨拶する斎藤勁衆議院議員（民主党・財務金融委員）



海江田万里衆議院議員は2002年当時を思い起こして「今度は絶対に成立させる」と力強く挨拶

参加者からの悲痛な訴え

—今もおこなわれている人権無視の税務調査—

当日、会場の参加者に発言を求めたところ次の方々から悲痛な訴えがあった。

福岡から参加した孫さん（中華料理店経営）

昨年（2008年）11月、福岡税務署の調査官2名が約束した調査日を守らず、突然やって来て自宅マンションに上がり込み、子供部屋や寝室など家中を見て回り、さらに店に移動して勝手に引き出しを開けたり、調査と関係のない書類を持ち帰るなど、人権侵害の調査を受けた。孫さんは人権無視の調査に対し謝罪と調査中止を求めて今もたたかっている。

（「納税者権利憲章をつくる会」主催
制定のための

「正・納税者権利憲章制定を求める院内集会」



福岡から参加し、人権無視の税務調査を受け今もたたかっている中華料理店の孫さん

西田富一税理士（大阪納税者権利憲章をつくる会＝OTC代表世話人）

これは私の実体験だが、このところ無予告現況調査が続けて2件あった。いずれも飲食店であるが、いきなり来てレジペーパーを押さえるという、任意調査の限界を超えた現況調査をやる。税務署員にも成績がかかっているのだろうが、消防署ではあるまいし無予告では税理士はすぐ行くことはできない。こんな乱暴な税務調査をやるのも日本に納税者権利憲章がないからで、一日も早く憲章を制定してもらいたい。

静岡から参加した全建総連・手塚文雄氏

静岡の建設労働者から「任意調査なのに無予告調査がおこなわれており、しかも納税者に受忍義務があるという税務署の主張はおかしくないか。また、税務署は守秘義務があるといって事務局員などの立会いを排除しているが、これでは納税者の権利は保護できない。このような



「憲章」の早期制定を願って全国からかけつけた会員で熱気溢れる会場



「私自身のことですが、私の関与先に最近2件の無予告現況調査がありました」と税務署の成績主義を告発する西田富一税理士（大阪納税者権利憲章をつくる会代表世話人）



静岡から参加した全建総連の手塚文雄氏は「何故守秘義務があるからといって立会いを拒否するのか」と質問

現場の悩みも納税者権利憲章が制定されれば解消されるのではないかと質問があった。

これに対しTCフォーラムの北野弘久代表委員（日本大学名誉教授）から、「第三者の立会いは税務署員が決めるのではなく、被調査者が要・不要を決めるものだ。守秘義務は国家公務員に課せられたもので一般の市民は対象にならない。第三者の立会いは密室での調査権行使を公正におこなうためのものであり、これは憲法13条、31条の適正手続の要請からくるものである。だから現行法の下でも当然に認められるものである。また、無予告調査でも受忍義務があるという税務署の主張はおかしい。任意調査ではあらかじめ被調査者の同意を受けておくのは当然のことだ。事前通知義務を法的に明確にするために、国税通則法改正案に事前通知義務を掲げている」との発言があった。

角谷啓一税理士

税金の滞納問題に詳しい角谷税理士から、「国税・地方税を問わず、最近の滞納税金の取立ては納税者の人権を無視しておこなわれている。1988年にアメリカで第一次納税者権利保障法が制定されたきっかけが、あまりに強制的な滞納税金の取立てであったことを参考にして、わが国の納税者権利憲章制定運動に税金の滞納問題の視点を入れることも重要ではないか」との発言があった。



人権無視の滞納税金の取立てを「憲章」制定の起爆剤にしようと発言する角谷啓一税理士



全建総連を代表して「民主的な税務行政実現のため、早急に国税通則法の一部改正をおこない納税者の権利を確立しよう」と訴える粟田税金担当副委員長

危険な慎重論・先延ばし論、 「憲章」制定は正念場

—益子良一税理士（専修大学法学部講師・TCフォーラム運営委員）が閉会挨拶—

新政権下の政府税制調査会の意見聴取に出席した自民党時代の政府税調委員である某大学教授は「納税者権利憲章などは不要である」と陳述したという。また国税当局や税務職員のなかには、「憲章」などがつくられたら税務調査ができず、悪質な納税者が増え税収が落ち込む、という主張が根強い。

与党内にも「わが国の納税者はすでに十分権利が保護されている」として、「憲章」制定に慎重ないし先送りしたいという意見がなくはない。こうした主張をはねのけていくには私たちTCフォーラムの強力な運動が必要である。TCフォーラムは17年前に誕生し粘り強く運動を続けてきたがいよいよ正念場を迎えている。ここでタガを緩めては何にもならない。今こそ「憲章の早期制定」、「次の通常国会で国税通則法一部改正を勝ち取る」ために、ともに頑張ろう！

（文責、TCフォーラム事務局長・湖東京至）

納税者権利憲章制定はいつか

民主党・古川元久衆議院議員が講演



2009年（平成21年）11月28日、名古屋市における日本租税理論学会（理事長・安藤実・静岡大学名誉教授）第20回記念大会において、「これからの日本の税制のあり方と展望」と題して、民主党の古川元久衆議院議員の特別講演がおこなわれた。この講演会にはTCフォーラムから北野弘久代表、吉本貢、荒川俊之、坂内直治、湖東京至らの役員と会員が多数が参加した。本稿はその要旨である（文責・湖東京至）。

古川元久氏は内閣官房国家戦略室長・内閣府副大臣、政府税制調査会企画委員を務め、鳩山内閣において税・財政政策の中心的役割を果たしている。古川氏は1988年、22歳で東大法学部を卒業後、大蔵省に入省。1993年、27歳のとき米国コロンビア大学大学院に留学、1994年、28歳で税務署長の内示を受けるが心機一転のため大蔵省を退官、1996年、30歳で民主党結成に参加し愛知2区から衆議院議員選挙に初当選。以後愛知2区で連続5回当選、現在44歳の働き盛りである。

新しい税制調査会の発足

最初に報告することは、民主党が政権与党になったことにより政府税制調査会の構成と税制改正に対する手法が大きく変わったことである。これまでの税制改正の進め方は政府税調が考え方を示し、与党税調が次年度の具体的な改正案を作っていた。両調査会の事務はいずれも主税局の官僚が担当し、文案も彼ら官僚の手によっていた。その作成過程は不透明で、いわゆる族議員や陳情団体が押しかけ、最終的にはインナーといわれるボスの一声によって決定されていた。

民主党はまず、これまでのような民間人を中心とする政府税制調査会を廃止した。また従来の自民党税調は法的権限のないいわば私的な集まりであり、しかも二元的な仕組みとなっていたから、これを責任ある政治家による政府税調に一本化することとした。

新しい政府税制調査会（以下「新税調」という。）は、財務大臣が会長となり、総務大臣と国家戦略担当大臣が会長代行をつとめ、委員として財務副大臣、財務大臣政務官、総務副大臣、総務大臣政務官、内閣府副大臣、その他各省の税制担当副大臣で構成されている。私も入っているが、要するに新税調は職務権限のある政府担当者で構成されているから、利益団体のために税制改正をすれば収賄罪が適用されかねない。またそれだけ新税調は責任ある存在だということになる。私を含めリスクを覚悟して運営して行かなければならないと考えている。

さらに、租税は「代表なきところに課税なし」といわれるように、国民の目に見えるところで決めていかなければならない。今までの税制改正作業は討論の中まで国民の目には見えなかったが、新税調における議論の様子はインターネットで誰でもわかるようになっている。すでに新税調にアクセスされた件数は270万にも達している。新税調における税制改正の手順は私も加わっている企画委員会でもまとめたうえ、総会に提出することになる。

従来の税調答申は官僚が書きたいわば“見慣れた”文章だったが、新税調では私たち政治家が国民の目線で、一般の国民の方々にわかるような平易な文章で書くことになる。つまり、国民の80%の方がわかるようなやわらかい文章でなければならない。この点はとくに「ウチの奥さん」から指摘されているところだ。文章も内容も国民・納税者の理解を得られるような国民の視点に立った答申でなければならない。

国家戦略室とは何をするところか

ここで、私の担当している国家戦略室の仕事を紹介したい。「国家戦略」というと、何から何まで国家の方針やあり方の基本を決めるところだと考えている人がいるが、そうではない。実行もできないようなビジョンを打ち出しても、日本の根本的な問題や経済成長戦略は成し遂げられない。いくら経済成長戦略を唱えてみても、何故成果が出なかったのかということ进行分析しなくてはならない。むしろ実行できな

かったことのほうが問題なのだ。

私たちの国家戦略会議室は実行できる国家戦略、つまり「税・財政」の問題に特化して国家戦略を実行して行くこと、それがポイントだと考えている。もうひとつ「予算」にしばって国家戦略をたてていくという考え方もあるが、「予算」というと霞ヶ関では歳出だけを指し、税制問題が入らないことになってしまう。

そこで私たちの国家戦略室は「税・財政」にしばってこれからの国家のあり方を考えていくこと、つまり、この講演のテーマである「これからの日本の税制のあり方と展望」を示す仕事をするとところであり、そのための作業をしているところなのである。その具体的仕事のひとつとして新税調に対する鳩山総理の諮問の内容を検討し文章化した。

鳩山総理の新税調に対する諮問

鳩山総理の新税調に対する諮問の前提は、現在の日本が置かれている状況が未だ経験したことのない財政危機にあることである。景気後退による経済危機は税収に未曾有の影響をもたらしている。加えてグローバリゼーションの影響もある。

従来の租税政策・税制改正は、消費税の導入を除けば、シャープ勧告を微修正するという観点でおこなわれてきた。私は1988年(昭和63年)入省で、消費税の導入前夜だった。従来の税制改正の立場は結局、税金をとる立場で考えられてきたといえる。主税局で仕事をしたなかで感じたことは、「税金は取りやすいところからとる」という立場で税制改正をしてきたということだ。

しかし現在では「お上」の論理は通用しない。税をとる側の論理で税制を組んでは国民の納得を得ることはできないだろう。どういう税制なら国民が納得して国に納税してくれるか、という観点が大切だと思う。つまり税金を納める納税者・国民の側にたってシャープ税制を再構築していくというビジョンが、鳩山総理の新税調に対する諮問の基本姿勢である。

鳩山総理の具体的諮問内容と新税調の審議

新税調は以上に述べた基本的立場に立って、具体的にはマニフェストにおいて実施すること

としている税制改正項目について検討を進めていく。例えば以下の諸点について検討する。

- (1) 納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを目指す観点から、租税特別措置をゼロから見直すための具体的方策を策定すること。また、税と社会保障制度の適正な運営のために番号制度やその執行体制を検討すること。
- (2) 適正な課税を推進するために納税環境の整備を検討するとともに、納税者権利憲章の制定を検討すること。
- (3) 所得税の控除あり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること。また、格差是正や消費税の逆進性対策、ミニマム・インカム(所得最低限)の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること。
- (4) 間接税については、環境や健康等への影響を考慮して課税根拠を示し、エネルギー課税や酒税・たばこ税について検討していく。
- (5) 国と地方が対等なパートナーとして地域主権を確立し、地方の再生を図る観点から、地方税制のあり方について検討すること。
- (6) 法人課税についてはグローバル化にともなって生じる世界規模の課題に対応できる税制のあり方を検討すること。

納税者権利憲章の制定は税調答申に書いたうえ再来年に実施を

以上の検討課題はいずれも大きな改正となるので、拙速にやることはしない。税収不足もあり、少なくとも来年度の税制改正に盛り込むことは困難なものばかりである。再来年の税制改正に間に合えば早いほうで、その後3年間で仕上げていきたい。つまり、走り幅跳びのようにホップ・ステップ・ジャンプで完成させていく。そして4年後の総選挙で民意を問いたい。納税者権利憲章についても私見では早ければ再来年に制定できるのではないかと考えている。